

Title	継子養子縁組の締結プロセスについて：ステップファミリー当事者を対象としたインタビュー調査の知見から
Sub Title	The process of stepparent adoption : findings from interviews with parents and stepparents
Author	駒村, 絢子(Komamura, Ayako)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2011
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.89, (2011. 6) ,p.95- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-00000089-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

継子養子縁組の締結プロセスについて

——ステップファミリー当事者を対象とした
インタビュー調査の知見から——

駒 村 絢 子

- 一 はじめに
 - (一) 本稿の意義
 - (二) 「ステップファミリー実態調査」の概要——調査方法と推定されるデータの偏り——
 - 二 継子養子縁組の締結プロセスに関する回答データとその分析結果
 - (一) 前提の確認
 - (二) 継子養子縁組の締結時期
 - (三) 継子養子縁組の締結プロセスへの子及び他方実親の関与状況
 - (四) 継親実親夫婦の縁組意思——「養子縁組を行うことへ向けて抱いた考え」——
- 三 結 語

一 はじめに

(一) 本稿の意義

ステップファミリーとは、「成人の少なくとも一人が以前の（パートナー）関係での子どもをもつ家族」^①を指す。近年、未成年の子を持つ親の離婚及び再婚の増加傾向を背景に、その注目度は飛躍的に高まっている。^②子を持つ親の婚姻を法的に見るに、子とその親の配偶者——即ち継親子は、自動的には法律上の親子にならない。継親子は一親等の姻族であるに過ぎず（民法七二五条）、その間には原則、監護教育・扶養・相続等に関する権利義務は生じない。しかし、実際には継親が子と同居し、その養育を担うことも多い。かかる場合、継親子は養子縁組をすること（以下「継子養子縁組」とする）によって法律上の親子となり、親権・扶養・相続・氏等の親子関係の全効果を享受できる（同八〇九条）。養子縁組は、養親子となる者同士の縁組意思の合致の下、縁組届出が行われることで成立する（同七九九条、普通養子縁組）。但し、養子となる子が一五歳未満の場合、子の意思は問題にされず、その法定代理人——親権者たる実親等——が子に代わって承諾を行う（同七九七条一項）。親権者と別に監護権者たる実親がいれば、その同意も必要だが（同条二項）、親権も監護権も持たない実親の同意は不要である。更に子が未成年の場合、継子養子縁組では、未成年養子の例外として家庭裁判所の許可を得る必要がない（七九八条ただし書）。

継親子関係の規律をめぐっては、近年、かかる継子養子縁組の成立要件について、家裁の許可や親権・監護権を欠く実親の同意を加えて厳格化すること、^③及び、継子養子縁組によらずに継親に対して子の監護に関する権利義務を付与することが、^④各々検討されている。継子養子縁組から距離を置く方向での議論と言えるが、かかる志向は家族社会学の成果からも示唆されている。即ち継子養子縁組は法律上、継親子を完全なる親子に仕立てる結果、ステップファ

ミリーを自己完結的な「両親夫婦とその子」という標準初婚血縁家族同然に現す。確かにステップファミリーは一見、大人二人と子から成る「両親夫婦とその子」家族と同じ姿である。しかし、その内実は単に「両親夫婦とその子」家族を「再現」するものではない。むしろ多くの場合、離婚後の親子関係の継続的な「再編」過程の一端として、もう一人の実親の存在も抱えながら、多様な形で家族形成を行うという⁽⁵⁾。

思うに、ステップファミリーの独自性に着目した議論は、家族の多様性を尊重し、その現実にも根ざした法律制度を目指す上で重要である。しかし、かかる議論を更に進めようにも、現状では法的検討のために必要なステップファミリーの实情に関するデータが圧倒的に不足している。勿論、家族法上の既存の議論は所謂「ステップファミリーの特徴」を意識してはいるが、それも実は漠然とした推測に基づく部分が少なくない。従って、今ここでステップファミリーの実際の在り様をじっくり眺め、先行研究を検証すると共に、新たな視点・問題点を洗い出す必要がある。そこが継親子関係の法的規律の考究の進展にとって不可欠な作業と考える。かかる問題意識の下、筆者は二〇一〇年八月～十一月、ステップファミリー当事者支援団体のステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン(SAJ)と女性・子ども支援団体のNPO法人MIMIの協力の下、ステップファミリー当事者を対象に「ステップファミリー実態調査」と称する調査(以下「本調査」とする)を実施した。本稿はその調査結果の中から、継子養子縁組を行ったケースにおける縁組締結プロセスに関するデータを紹介・検討し、継子養子縁組とは何か、その一端の解明を試みる。

(二) 「ステップファミリー実態調査」の概要——調査方法と推定されるデータの偏り——

本調査はアンケート調査とインタビュー調査の二部構成である。まず最初に筆記アンケートにて家族構成員の基本情報を確認した上で、電話または直接対面のインタビューにて継子養子縁組、継子の監護教育・扶養・財産管理及び

他方実親との関係の実態を横断的に尋ねた。インタビュー形式は、予め共通の質問事項を設定しながら、回答者に自由に語って頂く半構造化面接とした。所要時間は三〇分〜三時間半、平均約一時間半であった。

回答協力者の募集は、次の三つの経路で行った。①SAJの一部会員に対し、アンケート票を直接手渡した。②SAJの残る全会員に対し、調査告知及びアンケート票を郵送した。③SAJのHP上に調査告知及びアンケート票を設置した。③はSAJ非会員からの回答も受け、Wink理事長新川てるえ氏の「子連れ再婚を考えた時に読むブログ」等でも告知を行って頂いた。⁷⁾ 調査告知においては、調査対象及び回答者を「ステップファミリー(夫婦(事実婚含む)の一方または両方に以前の結婚(事実婚含む)で生まれた子がいるご家庭)のご夫婦」とし、更に「前婚でもうけた子の年齢、その子と夫婦との同居・別居、及び、その子をもうけた前婚の解消理由(離婚か死別か)は問いません」と付記した。なお、夫婦揃っての調査参加の場合も、インタビューは個人単位で個別に行った。

その結果、本調査は全四六名の回答者を得た。その回答データは、今後の法的検討にとってきわめて貴重な基礎資料となる。但し、それは現在の我が国のステップファミリー一般の姿を代表するものではないことをこわっておく。例えば、本調査の回答者は、その募集経路から、家族関係に関する強い問題意識や悩みを抱えている傾向が推測される。また、回答者の大半は女性(三九名)であり、男性(七名)の回答は少数である故に代表性の点で問題を含む。更に、女性回答者も、実母が延べ二三名に対し、継母が延べ二七名である。一般的には、離婚後の親権者の約八割が母親であることから、継父実母夫婦が圧倒的に多いと予測されるので、本調査のデータは継母側への偏りが生じていると言えよう。

二 継子養子縁組の締結プロセスに関する回答データとその分析結果

(一) 前提の確認

1 分析の視点⁽⁸⁾

旧法上、同じ「家」に属する継親子は法的な親子であるとされていた(旧民法七二八条⁽⁹⁾)。対して現行法上は、継親子は当然に親子になるのではなく、養子縁組により法的な親子になるか否かを自由に選択できる。実親継親夫婦の婚姻関係の発生と継親子の親子関係の発生とを独立的に位置づける法枠組みである。当事者の意思⁽¹⁰⁾養子縁組による法的親子関係発生は、継親子の法的親子関係の強制的発生への批判を受けた旧法から現行法への改正過程でも積極的に位置づけられていたという。正確な件数は不明であるが、継子養子縁組は実際に多数行われているとされる。それは継親子を全面的な親子として整える有用な手段であるが、その動機としては、子の氏を継父実母夫婦の氏に統一する目的での縁組が多いことに加え、継親子関係それ自体を超えて夫婦関係を強化する目的での縁組や、子の他方実親による親権者変更申立の遮断を企図した濫用的な縁組の存在も指摘される。もし、継子養子縁組が未成年の子の利益を損なうのであれば、これを抑制せねばならない。その成立要件に家裁の許可や他方実親の同意を加えようという議論は、まさに縁組の成立場面にて、その「子の利益」適合性の検証の機会を整えようとするものである。特に近年は、離婚後の別居実親子関係の維持は「子の利益」に資するという観点から、成立手続・効果の両面で他方実親を排除するような継親子の法的関係発生に否定的な論調が目立つ。

かくて、継子養子縁組の締結プロセスの実態——誰が、いつ、何故、どのように養子縁組を行うことを判断したか——を理解することは、要件論をはじめ、継子養子縁組法制の在り方を検討する前提として重要であると思われる。

そこで、本稿はこの点に焦点を当てる。

本稿は、本調査において回答データを得た九九件の継親子関係（二者関係）の中で、継子養子縁組を行った四三件の継親子関係を対象とする。各ケースの紹介は次のルールに則って行う。まず、各ケースの世帯名を婚姻年数の短い順にA～Xで示す。更に各世帯で縁組を行った子に、年齢順に①②の数字を付す。例えば、D家には子①②③がいる。子①③は妻の連れ子、子②は夫の連れ子で、各々継子養子縁組をした。この時、「D①③」とは、D①③子―夫間の継父子関係を意味する。また夫婦の一方を指す時は、「D妻」等と示す。

2 継子養子縁組を行ったケースの基本データ

継子養子縁組を行ったのはA～Xの二四世帯四三件の継親子で、全て当時同居中（または同居予定）の継親子間で普通養子縁組を行ったものである。具体的には次の通りである。

- ・ 継父子…一八世帯二七件／全二七世帯四六件中…：A①②、B①②、C①②、D①③、F①、G①③、H①、I①、J①②、K①②、L①②、M①、N①、O①②、R①、S①、V①、W①。
- ・ 継母子…一二世帯一六件／全三〇世帯五三件中…：D②、E①、G②、I②、J③、P①②、Q①②、R②、S②、T①、U①②、X①②。

その基本データを概観するに、回答者数は全二五名である。女性はA～V・X妻の二三名で、内訳は縁組時、同居の連れ子が夫妻双方にいた九名、同じく妻のみにいた八名及び夫のみにいた六名である。男性は妻のみに同居の連れ子がいたB・W夫の二名で、Bは夫妻で参加した。夫妻双方に同居の連れ子がいた世帯の中では、D・G・I・J・R・Sが夫妻共に養子縁組を行ったが、残るF・H・Vでは妻は夫の連れ子と養子縁組していない。C・J・M・S妻は夫に別居の前婚の子がいるが、全て継母子間で養子縁組していない。またA妻の連れ子三名中一名は養子縁組していない。回答者の年齢は二七～六〇歳、平均年齢は三九・八歳であった。年代別構成は二〇代一名、三〇代一三名、

四〇代一〇名、六〇代一名であった。

本稿の対象となる夫婦はA×X夫妻の全二四組で、平均年齢は夫が四二・一歳、妻が三八・二歳であった。全て法律婚で、調査当時三組が離婚、一組が死別していた。¹⁰⁾ 婚姻期間は一〇ヶ月〜二年、平均は約四年九ヶ月で、八組が二年以内であった。就労状況は、夫は全員就労し、妻は専業主婦が九組、アルバイト従事が八組、フルタイム勤務が七組であった。夫婦の収入合計は約三五〇万円/年〜一三〇〇万円/年、平均約七二〇万円/年であった。夫婦の居住地は東北が五組、関東が一〇組、中部が一組、関西が八組であった。

本稿の対象である養子縁組をした子は、男子二二名、女子二一名で、調査当時の年齢は三〜三七歳、平均一四・三歳であった。継親との年齢差は一〇〜四四歳、平均二六・一歳で、I①・K①②・T①子を除き全て一八歳以上の差があった。その実父母の婚姻解消は、P①②・T①・X①②子が実母と死別した他は全て離婚・離別で、R②・S②子を除く全員が離婚・離別時に、R②・S②子はその後しばらくして、縁組時の同居実親側に引き取られた。

(二) 継子養子縁組の締結時期

養子縁組は、養親子となる者の合意に基づく届出の受理によって成立する。そこで、養子縁組の届出時期⇨成立時期であるが、本稿対象中、婚姻届出と(ほぼ)同時に縁組を届出たケースは次の通りである(一)内は婚姻届出とのずれを指す。表記がない……場合は同時)。

- ・ 継父子…一六世帯二二件……A①②(婚姻届出の一カ月前)、B①②、C②(二日後)、D①③、F①、G①③、H①①、I①、J①②、L①②、M①、N①、R①、S①(一カ月前)、V①W①、
- ・ 継母子…六世帯六件……D②、G②、I②、J③、R②、S②(一カ月前)。

これらは婚姻のスタート地点での縁組であるが、A①②・B①②・L①②・S①・R②は届出前の同居を、D①②

③・F①・I①・J①②③・M①・R①もやはり届出前に継親子間の相当の交流を、各々経ている。また継母子ケースは全て妻の連れ子も同時に縁組を行っていた。

対して、婚姻届出から相当期間経過後に縁組届出を行ったケースは次の通りである。

- ・継父子…三世帯五件…：C①（婚姻届出の一年後）、K①②（二年九ヵ月後）、O①（四年半後）・②（二年半後）。
- ・継母子…六世帯一〇件…：E①（二年後）、P①②（一ヵ月後）、Q①②（二年後）、U①②（五年後）、T①（三ヵ月後）、X①②（二二年後）。

継父子ケースは各々、婚姻当初、子（C①・O①）、子の別居実父（O①②）や継父方祖父母（K①②）が養子縁組に反対していた。また、継母子ケースは全て、妻自身に連れ子がいないパターンである。なお、P①②は婚姻届出前に約一年間の同居を経っていた。

(三) 継子養子縁組の締結プロセスへの子及び他方実親の関与状況

現行法上は、もし一五歳未満の子自身や子の親権・監護権を持たない実親が養子縁組に反対であっても、その意見が家裁の審理の場等で聴かれることはなく、これを無視して養子縁組できる。しかし、近年、子に関する諸決定の手續に子自身が参加するべきこと、及び、特に継子養子縁組の締結に実父母が共に関わるべきことが唱えられている。そこで、以下、実際の縁組締結プロセスにおける子自身と他方実親の関与の在り方を確認する。¹¹

1 子の関与——養子縁組に関する説明及び意向確認の有無——

本稿対象ケース中、成年養子はX①②のみで、他は全て未成年養子であった。そのうち、縁組時に子が一五歳以上であったのはC①・I①②・J①・K①の五件、他は一五歳未満の子につき親権を持つ実親の代諾で縁組を行った。この時、子の意向はいかに扱われたか。実親継親夫婦から子に対する養子縁組の説明及び子の意向確認の有無を、子

表1 15歳未満の子に対する、継子養子縁組に関する説明及び意向確認の有無
——子の年齢別整理

意向確認の有無		子の年齢		中学生～ 15歳未満	小学校高学年	小学校低学年	学齢期前
		総計	34件	4件	10件	7件	13件
説明・意向確認 を行ったケース	継父子	6世帯10件	A①、O①	B①、J②、 L①②K②、 O②	A②、B②	なし	
	継母子	3世帯4件 (※1)	T①、U①	U②	E①	なし	
	合計	9世帯14件 (※2)	4世帯4件	6世帯7件	3世帯3件	なし	
説明・意向確認 を行わなかった ケース	継父子	11世帯13件	なし	F①(※3)	C②、D①③、 M①	G①③、H①、 N①、R①、 S①、V①、 W①	
	継母子	5世帯7件 (※1)	なし	Q①②	なし	G②、P①② R②、S②	
	合計	13世帯20件 (※2)	なし	2世帯3件	3世帯4件	8世帯13件	

- ※1…D②子(小学校低学年)、J③子(小学校低学年)は説明及び意向確認の有無が不明である。
 ※2…「世帯」数の合計を数える時は、同じ夫婦の許にいる子のケースを、継父子ケースと継母子ケースを各々区別せずにまとめて1つとして数えるため、合計欄と各項目の世帯数の総和とが一致しない。
 ※3…下線付きは、子の氏の変更に関する意向確認が行われたことが判明したケースである。
 ※4…成年子はX①②の1世帯2件、15～19歳の子は、C①、I①②、J①、K①の4世帯5件で、いずれも子の意向を確認している。

の年齢別に整理すると表1の通りになった。
 子の意向を確認したケースは、子が比較的年長であった。子の反応は、「泣いて喜んだ」(U①子)等、大半が異論なかったという一方、氏の変更について「しょうがないな」と答えたり①②子や、やはり氏の変更に抵抗があつて当初縁組を拒否したO①子等も見られた。対して、子の意向を確認しなかったケースでは、学齢期前の子が目立った。意向確認を行わなかった理由としても、概して子が幼く養子縁組を理解できない点が指摘された。特にH①・R②子は、そもそも継父／母を実父／母と思ひ込んでいたとのことである。

表2 他方実親への養子縁組に関する意向確認及び事後報告の有無
——縁組当時の面会・養育費支払い状況別整理

		合計	面会・養育費支 払い共にあり	面会あり 養育費支払いなし	面会なし 養育費支払いあり	面会・養育費支 払い共になし
合計	継父子	18世帯27件	6世帯11件	2世帯3件	6世帯8件	5世帯5件
	継母子	7世帯9件 (※1)	1世帯1件	なし	なし	6世帯8件
意向確認あり	継父子	3世帯4件	M①、O①② (※2)	なし	なし	V①(※2)
	継母子	なし	なし	なし	なし	なし
意向確認なし 事後報告あり	継父子	5世帯9件	B①③、J①②、 L①②	なし	R①	K①②
	継母子	1世帯2件	なし	なし	なし	U①②
意向確認・ 事後報告 共になし	継父子	10世帯14件	D①③	A①②、F①	C①②(※3)、 G①③、I①、 S①、W①	H①、N①
	継母子	6世帯7件	E①	なし	なし	D②、G②、 Q①②、R②、 S②

※1…I②子、J③子は不明。なお、P①②、T①、X①②子は、実母と死別している。

※2…M①、O①②、V①子の別居実父は全員、当時、子の親権を有していた。

※3…下線付きのケースは、再婚の報告も行っていないことが確認されたケースである。

2 他方実親の関与——養子縁組に関する意向確認及び報告の有無——

他方実親（全員別居）の関与を、縁組時の面会交流・養育費支払い状況別に整理すると表2の通りになった。

意向確認を受けたM①・O①②・V①子の別居実父は全員、子の当時の親権者であった。実父母の離婚時に実父を親権者、実母を監護権者に取り決めたもので、養子縁組に際しては調停により親権者を実母に変更し、実母が代諾を行った。このうち面会交流及び養育費支払いを行っていたM①・O①②子の実父は当初、親権者変更及び養子縁組に反対していた。M①子の実父は「氏が自分と違ったら自分の子とは思えない」との考え方で、親権者変更につき「(子を)嫁に出すような気持ちだから、相手もどんな奴か知らないのに、子を『はいどうぞ』と言えない」と、M夫との協議を

求め、協議を経て漸く親権者変更に応じた。O①②子の実父は親権に強く拘り、「(O家で)子が上手くやって行けるのかという警戒感」を理由に反対していた。加えて特にO①子自身も実父と同じ氏の継続を希望し、養子縁組を拒んでいたが、最終的にO①子が養子縁組に同意したことで、実父も考えを変えた。

他方、別居実親の意向を確認しなかったケースは全て、当時、同居実親が親権者であった。しかも、その中には、別居実親に養子縁組を事後報告したケースより未報告のケースの方が多かった。未報告ケースでは縁組当時、面会交流がなかったケースが目立った。

(四) 継親実親夫婦の縁組意思——「養子縁組を行うということへ向けて抱いた考え」——

1 継親実親夫婦の「縁組意思」

以上、養子縁組の締結手続に関与する権利を欠く子自身及び他方実親は、実際の縁組締結への関与も限定的であることを確認した。次に、縁組締結に関与する権利を有する継親実親夫婦による縁組締結の実態を検討する。即ち養子縁組は養親子になる者の縁組意思の合致により成立するが、本稿対象ケースの殆どは一五歳未満の子の縁組であり、親権者たる実親が子に代わって縁組意思を示す必要があった。そこで「縁組意思とは何か」であるが、縁組意思の有無を縁組の成否の判断基準として位置づけながら、この点を検討してきた従来の議論は、基本的に継子養子縁組を念頭に置いていない。即ち、かつての通説・判例は縁組意思として、社会通念上実質的に親子と認められる関係を形成する意思を(実質的意思説)¹²⁾、近時の有力説は縁組に伴う法的効果に着目し、「養子縁組の効果の基本的部分」や「民法上の養親子関係の定型」への積極的な意欲を(法的意思説・法律的定型説)各々求め、これら意思を欠く仮装縁組等の成立を否定してきた。近年の判例の判断枠組みとしては、関係の実体、法的効果への意欲、縁組目的の違法性等の諸点を総合的に見て、まず縁組の妥当性を、次に縁組意思の存否を判断し、特に未成年養子では子に養育責任者とし

ての親を与えるという制度趣旨から、養親子の実体的監護関係の存否を重視しているとされる。しかし、以上に對し、継子養子縁組は基本的に、監護親の婚姻に伴う継親子の実体的な共同生活・監護関係の成立を前提に行われる。本稿対象ケースも全て、相当の年齢差のある継親子が同居し、多少とも監護関係を結んでいた。⁽¹³⁾かかる場合、従来の議論枠組みの下では縁組意思の存否はおよそ問題にならない。

しかし、かくて継親子の実体的関係の存在が前提にあるとすれば、今度は、何故、その関係を養子縁組により敢えて「法的な親子」として表そうとしたのが問題となる。この時、「当事者が『養子縁組を行う』ということに向けてどのような考え』を持ちながら縁組を行ったか」——ひいては継子養子縁組が当事者にとって有していた意味をきめ細かに探ることは、特に継子養子制度の今後の在り方を考究する手がかりを求めて、「継子養子縁組とは何か」を明らかにする試みにおいて重要である。そこで本節では、従来の縁組意思の議論枠組みからは離れて、その形成の背景事情——いわば動機レベルにまで踏み込みながら、当事者夫婦が実際に「養子縁組を行う」ということへ向けて抱いた考え」という意味での、生の「縁組意思」について詳細に検討する。そしてその手法としては、従来の議論の蓄積に照らし、やはり養子縁組とは『法的な親子』になること』であることから、「縁組に伴う法的効果への意欲」及び「実体的な親子関係を形成する意思」の各点を軸に、分析を行う。

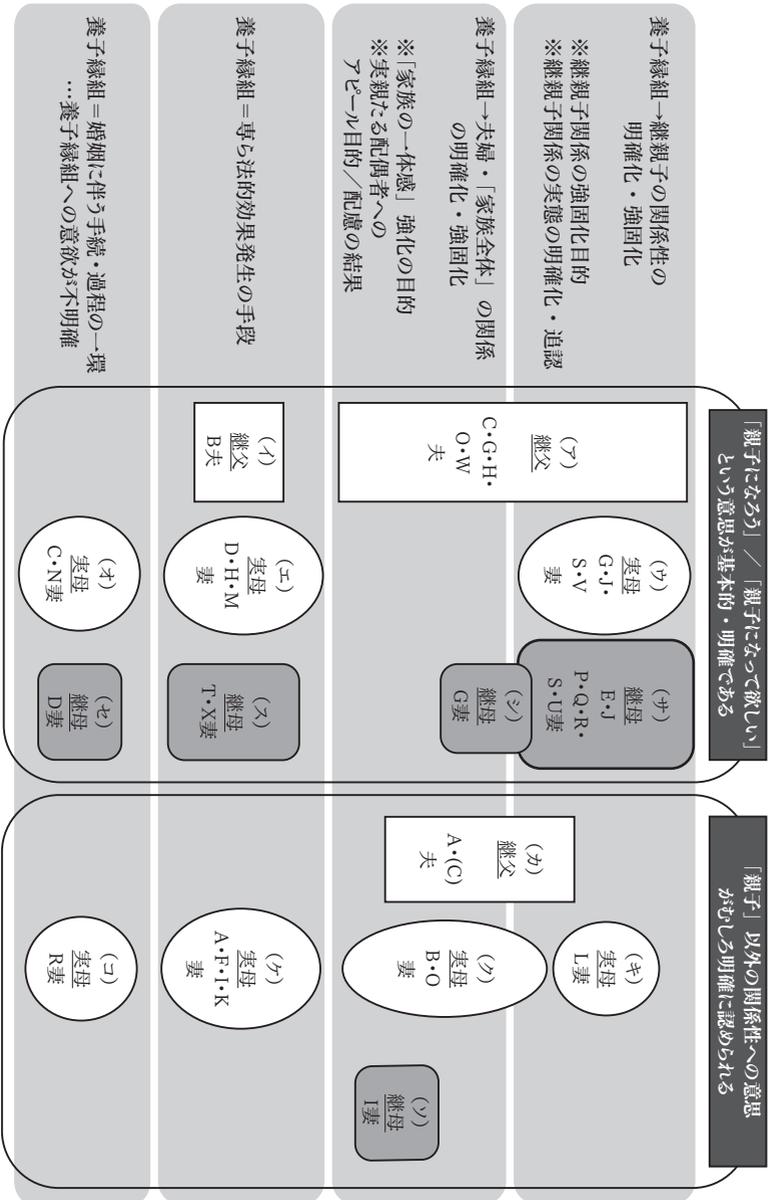
そして、その分析結果を先取りするに、今回、継父子ケースと継母子ケースとで養子縁組を行うという判断プロセスが大きく異なることを確認した。以下、各々を順に眺めるが、その前に「夫婦が積極的に意欲した——即ち、その発生が縁組の実質的目的となっていた法的効果」、及び、「夫婦における継親子の実体的関係への意思と養子縁組の意義づけとの関連」という各点から各ケースを整理して、次の表3・図1に表し、全体像を示す。なお、本分析の対象は、本稿対象ケースたるA↖Xの全三四組の夫妻ではなく、夫はA・B・C・G・H・O・W夫(全て継父。実父はなし)、妻はA↖V・X妻(実母・継母)に限定する。故に、本来二者間の意思の合致の組み合わせとしてとり上げるべ

表3 継子養子縁組締結の判断において積極的に意欲された法的効果

		意欲された効果 (氏統一以外)	親権	扶養 (手当含む)	相続	親権・ 相続	親権・別 居実親の 排除	扶養(手 当含む)・ 相続	包括的 権利義務	なし
ケース	夫	氏の統一の積極的な意欲あり		O①②夫	A①②夫			G①③夫	H①夫	B①②夫 C①②夫 W①夫
		氏の統一の積極的な意欲なし								
	継父子 妻	氏の統一の積極的な意欲あり			F①妻 J①②妻		H①妻	A①②妻 M①妻		B①②妻 D①③妻 I①妻 S①妻 V①妻
		氏の統一の積極的な意欲なし		G①③妻	K①②妻				L①②妻	C①②妻 N①妻 O①②妻 R①妻
継母子 妻	—	T①妻		G②妻 J③妻 X①②妻	E①妻 P①②妻	U①②妻		Q①②妻	D②妻 I②妻 S②妻 R②妻	

- ※1…下線付きは、養子縁組当時、子が既に15歳以上であったケースの父母の意向である。なお、これら子自身における明確な法的効果への意欲は確認出来なかった。
- ※2…継父子ケースにおけるD・F・I・K・N・R・S・Vの各夫・W妻、及び、継母子ケースの全夫は、その養子縁組に対する意向内容を明確に確認できなかったため、この分析対象に含めない。従って本表で紹介するのは、A・B・C・G・H・O・W夫(全て継父)及び、A～V・X妻である。
- ※3…G・N・R妻は、氏の統一を積極的に意欲した、即ちこれを縁組の目的としていた訳ではないので、「積極的な意欲なし」の方に分類したものの、縁組による氏の統一を当然視していたという点では、氏の統一への意欲があったとも言える点に注意を要する。また、K妻は、母子側の氏を婚姻氏としたため、そもそも氏の統一への意欲が問題にならないが、今回は「積極的な意欲なし」に含めた。
- ※4…継母子ケースはいずれも、父子側の氏を婚姻氏としたため、そもそも氏の統一への意欲が問題ならなかった。

図 1 継親子の実体的関係への意思と養子縁組の意義づけの関連



き縁組意思であるが、生憎、本分析での把握・検討は部分的・片面的なものに過ぎず、本稿対象ケースにおける縁組意思の全貌解明は不可能である。何故ならば、本調査は個人単位の聞き取り調査で、本稿対象ケースでは、B夫妻以外は夫婦の一方のみ——Wは夫、他は全て妻——の参加である。そこで、妻らから伝え聞いた夫の縁組締結への関与を見るに、縁組を積極的に提案する等主導的な立場で関わったのはA・C・G・H・O夫（全て継父）であった。他は概ね妻（実母・継母）が縁組を主導し、特にF・S夫（共に継父）及びE・P・Q・S・T・U・X夫（全て実父。なおX夫は死亡）は妻に任せきり、D・N・R夫婦も取り立てて話し合いを持たなかったという。またW夫妻は、W

夫の回答からW妻の意思の詳細を確認できなかった。かような状況から、その縁組意思の内容の大部分が不明確な多くの夫達及びW妻は、本分析対象から原則として除外する。また分析対象たる夫も、その意向内容はB・W夫を除き、妻らの伝聞を経たものである。即ち、それは夫よりもむしろ妻側の思考内容を示唆する可能性さえある。かくて特に夫の意向については、諸留保を承知の上で眺められたい。なお、子が縁組時一五歳以上であったC①・I①②・J①・K①では、実母の意向は厳密には縁組意思ではないが、子の判断プロセスに実質的に影響を持っていたので、同様に分析対象とする。

2 継父子間の養子縁組における法的効果への積極的な意欲

継父（A・B・C・G・H・O・W夫）、及び、実母（A・D、F・O、R・S・V妻）にて養子縁組に伴う諸効果がいかに意欲されたかについて、これを積極的に求めた——即ち、その発生を目的として養子縁組を行ったという回答が多い効果から順に、横断的に眺める。

(1) 氏

最も多くの夫婦が積極的に意欲したのは、子が夫と氏を同じくする効果である。即ち、継父実母夫婦が夫の氏を婚姻氏とした際⁽⁴⁾、妻の連れ子の氏も合わせて夫婦の氏に変更するのである。具体的にはA・B・H夫妻、C・G・O・

W夫、D・F・I・J・M・S・V妻の計一四世帯(二一件)が意欲し、中でもB夫妻、C・W夫及びD・I・S・V妻は、縁組の法的効果としては専ら子の氏の変更のみを積極的に意欲した。更にJ・M・V妻を除く全員が戸籍の統一目的も指摘した。但し、婚姻前の実母子の氏・戸籍の異同は、表面的な呼称としての氏は全実母子で共通であったが、厳密な意味での氏・戸籍は別々のケースもあった。¹⁵⁾なお、C①とO①②を除く全ケースで、縁組届出は婚姻届出と(ほぼ)同時に行われていた。

それでは、何故、子の氏・戸籍の統一を求めたのか。まず妻は、自身の婚姻に伴う改氏により自身と連れ子の氏・戸籍が別々になること、及び、それによる子の不利益の回避を望んでいた。具体的には、母子の氏が不揃いであることに伴う実生活上の不便(D妻)や受験・就職等における子の不利益(I妻)といった現実的な懸念の他、「子の戸籍が独りになるのは可哀相」(F・I・S妻)等の想いも指摘された。更に、書類や表札上の氏の不統一故に、学校や社宅等で奇異な目で見られることへの抵抗感も、妻らを養子縁組へと向かわせていた(M・S妻)。S妻は、「普通の家(という形を整えたかった)、新しいお父さんとか……一々説明するのも……珍しい目で見られていたのも嫌で、だから早く籍を入れて早く統一した(かった)」ので、S①子の小学校入学前に氏を揃えようとしたと語った。

これに対して、夫らの方では、基本的に「家族の一体感」を求めていたようで、特にA・W夫については、その「家」意識の強さが窺われた(詳細は後述3(1)参照)。

ところで、子の氏を夫婦の氏に変更する手段としては、養子縁組以外に家裁の許可手続も利用出来る(民法七九一条)。しかし、氏の変更を求めた夫妻の中ではD・I・J・V妻及びO・W夫が同手続を知らず、このうちO夫を除く全員が法的効果として専ら氏の変更のみを意欲していた。例えばD妻は、夫が役所の戸籍課で婚姻届入手時に子連れ再婚である旨を告げたところ、子①③の氏を夫婦の氏に揃えるために養子縁組が必要であると指導を受けたので縁組を行った。この時、役所からは家裁の許可手続の指摘はなかったという。

他方、G・N・R妻は、子の氏の変更については、これを望む云々以前の、自身の婚姻改氏に伴う当然のことという感覚であったという。N妻は「家族は皆当たり前に同じ名前になる」と考え、縁組なしでは子と氏が別になるという発想すらなかったとのことである。

以上に対して、子の氏の変更に抵抗を感じたのがL妻、氏の変更を必要視しなかったのがO妻である。L妻は氏の変更は子にとって「大きなストレス」と捉え、O妻も「名字が同じだと尚良いけれど、違うから家族じゃないとは思わなかった」という。実際、O①子は別居実父と同じ氏（前婚氏）の維持に強く拘り、氏の変更及び養子縁組を相当期間にわたり固辞していた（二三参照）。また、C①子（一五歳以上）は、実父母の離婚時に実母の旧氏に変更したので、婚姻と同時に養子縁組をすると高校在学中にその分も含めて氏の変更を繰り返すことになるという事情から養子縁組を延期した。O①・C①共に、子の氏の変更の効果が、むしろ養子縁組の障害になっていたと言えよう。また、A①②・I①・V①子は、養子縁組後も一定期間、旧氏（前婚氏）を通称として使用し続けていた。

(2) 相続

子における継父の相続権の取得を積極的に意欲したのが、A夫妻、G・H夫、F・J・K・L・M妻の計八世帯（二三件）である。特に、K妻は専ら相続権の発生を意欲していた。

子の相続権発生への意欲の形成プロセスには、夫の実子の有無が影響していた。一つは、夫にも前婚の実子がいるという情況下⁽¹⁶⁾で、妻が自身の連れ子の権利を夫の実子と同様に整えることを望んだパターンである（F・J（J①子は一五歳以上）・M妻）。M妻は、子の生活保障の確保及び簡潔明瞭な相続関係の整理を望んだことを、次のように振り返った。

（夫急死）時の生活保障……を考えると、（夫の前妻の許）に前の結婚の子ともいるので……遺言も結構その後の調停とかで

色々変わって行くし、調停自体もすごく大変（なので）、子どもという部分では同じ権利を与えて欲しいと（夫と）話し合っ

他方、G①③とH①については、夫の方が「実の子と同じようにしたい」という意向で、相続関係の発生を強く意識し、妻もこれを多少とも歓迎していた。

夫に前婚の実子はないが、夫婦の実子が誕生したK妻は、夫より年長の自身が先に死亡した場合の継父子の相続を整えようとした。しかし、夫方祖父母より「赤の他人に財産は渡せない」と縁組を反対されたので、K夫は縁組と引換に祖父母の相続放棄を約束した。

以上に對し、夫に自身の実子がいないケースでは、例えば、「家」意識が強いというA夫が「A家の承継」という観点から、子との相続関係の発生を意欲していた。また、A・L妻は、子の経済的なメリットの一つとして、相続関係の発生を希望していた。

なお、かくて妻及び／または夫が相続関係の発生を積極的に意欲したケースの妻は、L妻を除く全員が、当時、専業またはパート主婦であった。對して、夫婦共働き等のために夫に對する経済的独立性の高い妻にとっては、相続関係発生の効果の重要性は低い傾向が見られた（B・I・O・S妻）。特にI妻は、夫に①子に關して迷惑をかけたくないので、夫の相続における遺産分割は、①子の相続権を考慮しない形で行う予定であると述べていた。

(3) 扶養

継父の子に對する扶養義務の発生を積極的に意欲したのはG夫妻、H夫、A・F・L妻の計五世帯（八件）であった。夫側は子に對する責任の引き受けの観点から、妻側は子の経済的利益の観点から、概ね相続権の発生と共に意欲していた。夫については、縁組による扶養義務発生への明確な意欲を確認できたのはG・H夫のみである。しかし、本分析対象外の夫も含めた縁組当時の実態を見るに、B夫を除く全継父が、妻の連れ子の費用の全部または一部を直

接負担していた。かかる実態に関し、A・D・J・K・M・O・R・S妻は、その夫は養子縁組とは関係なく、婚姻の結果として当然に子の扶養責任を感じていると回答した。W夫（回答者）も縁組に伴う扶養義務発生を漠然と知っていたとしつつ、「子に対する経済的な負担を百%していたのは、養子縁組したからではなく、（婚姻による）当然のことと思っていました」と述べ、かかる妻達の推測を肯定した。なお、これらケースの妻は、A・J・L・O妻を除き全て専業主婦であった。

対して、夫が子の扶養に直接関わらないB①②ケースでは、子に関する費用をB妻の収入と別居実父からの養育費支払いで賄っていた。B妻はその理由を次のように語った。

養子縁組したからといって、実の子どもではないですよ。経済的な義務なんて全然考えないかったですね。前の結婚の時に専業主婦だった頃、前の主人が「仕事もしない癖に」って言っていたんで、私は仕事をしている方が気持ち良かったんですよ。自分で稼いでいるお金を子ども達に惜しみなく使える。もし、私が働いていなくて、主人が働いてくるお金だったら、ちょっと遠慮すると思うんですよ。

かくてB妻は、B夫の扶養義務発生の効果を意識的に排除していると言えよう。他にも、I妻も①子の経済面で夫に迷惑をかけまいと、①子の主な費用を自身の収入から支出していた他、C・J妻も、夫への遠慮から、子の費用の一部を意識的に自ら負担していた。

(4) 派生的効果

厳密には養子縁組の直接の効果とは言えないが、民法上の親子関係発生による派生的な効果としての子及び家族の経済的な利益を目指したのが、M妻とO夫である。O妻曰く、O夫の勤務先会社規程の家族手当の支給額が夫の「法

律上の子」の数に応じて加算されることが、O夫が養子縁組を提案した理由の一つであったという。M妻は、同じくM夫勤務先の会社の家族手当の増額に加え、夫死亡時の遺族年金の受給資格も求めていた。即ち、世帯主たる夫死亡時の国民年金の遺族基礎年金の受給資格者は、夫がその「生計を維持」していた法律上の「子と生計を同じくする妻」であると解される（国民年金保険法三七条の二第一項）。故に、M夫と養子縁組をしなければ、M①子は「子」には該当せず、縁組当時はM夫婦間に実子がいなかったため、M妻は年金受給資格を欠いていたのである。⁽¹⁷⁾

(5) 親権

未成年養子縁組の中核的効果は、養親の養子に対する親権の発生である。しかし、養子縁組に際して、継父の親権を明確に意欲したのはL妻及びH夫のみで、しかも、共に縁組に伴う包括的な効果の一端として意識したに過ぎなかった。

(6) 他方実親と子の関係の後退

継子養子縁組は他方実親と子の関係にも影響を及ぼす。一つには他方実親による子の親権者変更申立が形式的に遮断される（通説・判例⁽¹⁸⁾）。この効果を明確に意欲していたのはH妻のみである。当時、H①子と別居実父の間には面会交流も養育費支払いもなかったが、H妻自身の死亡時に実父が①子の監護者になることの回避を望んだのである。但し、子の引取り先としては、H夫よりもH妻方親族に託すつもりという。なお対象ケース中、離婚時に実父母が子の引取りをめぐる争ったのはB①②子とO①②子であったが、B・O夫妻共に同効果を明確に意識していなかった。特に当初親権者たる実父から縁組を反対されたO妻（二(三)2参照）は、実父は同効果を知っていたかもしれないが、O夫妻は知らなかったと答えた。同効果を知らなかったとの回答はC・D・N妻からも得られた。

第二に、養子縁組により他方実親の子に対する扶養義務の順位が養親実親夫婦に劣後する効果が生じる。この点は、特に縁組当時に実父から養育費支払いのあったケース（表2参照）で問題となる。そのうち同効果を求める意識を肯

定したのはL妻で、「親子よりも元夫婦の関係の問題」として、主に経済面で、実父に「甘えたくない」、「遠い位置にいて欲しい」と感じていた。更にD妻（夫の意向）とS妻は同効果を知らなかったが、夫妻の婚姻及び縁組を機に養育費支払いを辞退した。他方、M妻は同効果の発生を養子縁組の障害として捉えていた。M妻は当初、実父からの養育費支払いを受け続けるべく、養子縁組しないつもりであった。しかし、当時親権者であった実父が子の氏（実父と同じ）のM夫氏への変更を拒否したことを機に、実父からの養育費支払いと、M夫勤務先の家族手当受給、子の相続権及び妻の遺族年金受給資格取得による経済的利益とを比較衡量した結果、養育費受給を諦め養子縁組を行った（②(4)参照）。しかし、かかる同効果の位置づけに関し、B・G・J・R妻は新たな家族の方に重点を置いて養子縁組する以上、当然やむを得ないものと覚悟していた。¹⁹⁾ B妻は、養子縁組は「お金の問題ではなく、(B家が)家族としてどうやって行くかということ」であり、「それによって色んな事が起こってもしょうがない」と考えたという。他方、B妻と同じく母子の継父に対する経済的独立性が高いI妻（②参照）は、逆に「養子縁組によって実父子関係に変化はないという認識」であった。

(7) 養子縁組に伴う法的効果を積極的に意欲しなかったケース

C・N・O・R妻は縁組の効果を積極的に意欲せず、縁組の「メリット・デメリット」(R)や「縁組により子に対する責任を引き受けてもらう（こと）」(N)も意識しなかった。

3 継父子関係における実体的な親子関係への意思と養子縁組の意義

次に、「親子になろう／なつて欲しい」という継親子の実体的身分（親子）関係をめぐる心理の観点から、継父・実母の縁組へ向かう意思を検討する。分析手順としては、まず継父子の関係性として、縁組当時、(1)基本的に「親子」関係を志向していた継父・実母と、(2)かかる「親子」志向が曖昧で、むしろ「親子」とは異なる関係を志向していた継父・実母とに分ける。その評価作業はきわめて微妙なもので、特に「親子」とは何かという前提理解自体が回

答者により異なる可能性があるが、今回は当事者の自己認識それ自体を重視する観点から、回答者の表現描写（伝聞含む）に基づいて評価を行う。そしてその上で、かかる継父子の実体的関係へ向けた意思が養子縁組を行うという判断プロセスにどのように現れたかを整理する。ここでは特に、継父・実母が養子縁組の意義をいかに捉えているかに着目しながら、養子縁組締結という判断が導かれるにおいて継親子の実体的関係をめぐる心理が果たした働きを分析する。以下、前掲図1（四1参照）に沿って眺める。

(1) 「親子になろう」と目指す継父と「親子になって」と願う実母

縁組当時、継父子の関係性に関して、基本的に「親子になろう／なつて欲しい」という意思を有していたことを確認できたのは、B・C・G・H・O・W²⁰夫及びC・D・G・H・J・N・M・S・V妻であった。但し、これはあくまで基本的な志向であり、各々の「親子」志向には強弱の差があった。特に、ここに該当する全一五名の子のうちG①③・H①・N①・S①・V①・W①子は学齢期前かつ別居実父との面会交流がなかったケースで、夫妻の「親子」志向が他と比較して強い傾向が窺われた。例えば、G・H夫は「実の子と同じように育てたい」と妻に告げ、W夫（回答者）は「100%父親」を目指していたと断言した。対してC夫は、妻曰く、小学生の②子に比べ、特に年長の①子に関しては「友人」的なスタンスもあつた。そのC妻は「親子」という関係に無理に拘らないが、究極的には継父子が互いを「親子」と思うようになって欲しいと願っていた。他の妻では、V妻は夫に対し、別居実父に替わる「父親」になることを求めているが、M妻は夫に対し、別居実父に並ぶ「第三の親」になって欲しいと期待していた。またN妻は「無意識（のうち）に自分の夫が欲しいんじゃないかと、パパが欲しかった」と、その「父親」期待が無自覚なものであつたことを振り返つた。

それでは、彼らにとって養子縁組は、かかる「親子」としての継親子関係を明確・強化する意義を持っていたか、或いはかかる意義ではなかつたとしたら、他にいかなる意義を持っていたか。かかる点から、継父・実母の順に前掲

図一のグループに従い整理する。

・【グループア】：C・G・H・O・W夫】……グループア(ア)の継父にとっては、養子縁組は、継父子の「親子」という関係性を明確・強固化すると共に、その妻との関係または家族全体の絆を強固にする意味も持っていた。まず、G・H夫は「親子になろう」という意欲から養子縁組を主導した。共に親としての全面的な法的責任の発生への意欲を妻にはつきり伝えており、縁組によって子の「責任者としての父親」という自身の立場の明確化を図ったケースと言えよう。しかし、その妻は共に、かかる夫の姿勢に、純粹な継父子関係それ自体を超えた妻へのアピールという企図を感じ取っていた。特にG妻は、G夫から、①③子に対する経済的責任を負担し、①子をG家の跡取りに据える覚悟・誠意をG妻に示すための縁組であると告げられたことから、「夫婦関係のための縁組」であったと評した。

他方、継父子関係それ自体の強固・明確化に加え、特に「家族の一体感」の強化という意味を養子縁組に込めたのがC・O・W夫である。いずれも「家族の一体感の象徴としての氏（・戸籍）の統一」を希望していた。C夫は、気持ちの面での「けじめ」・「子と本当の家族になるため……（の）きちんとした形」として縁組を提案した。他方、W夫（回答者）は、妻からの縁組の提案を「親子になるのだから、当たり前」と考えて承諾した。もともとW妻との婚姻により子もひつくるめて引受けた以上、父親として子に対する責任を負うという姿勢（②③参照）であったが、縁組に際して法律上親子になるということも強く意識したと同時に、養子縁組を「自分の戸籍に子どもと一緒に三人入って新しい『家』を作るんだ」という家・戸籍の一体感への期待を実現するものとして認識していたと振り返った。

・【グループイ】：B夫】……B夫（回答者）にとって養子縁組は、①②子の、B夫の氏を気に入る、これを称したという希望を叶えるためという部分が大きかった。「親子」という関係性や枠をめぐる意味は、特になかったようである。

・【グループウ】：G・J・S・V妻】……次に妻であるが、グループウ(ウ)の妻達にとって、養子縁組は継父子の「親

子」関係の明確・強固化という意味を持っていた。夫への「父親になって欲しい」という大小の願いを込めて養子縁組を進めたものである。その点が特に際立っていたV妻は、縁組の諸効果を理解しつつ、それよりも「夫が子の本当の親になろうという気持ちで縁組をすること」自体が重要であったとして、当時の遣り取りをこう振り返った。

養子縁組っていうのは、大人が選んで、子どもを自分の子どもとして育てることだから、もしかしたら、実の親より責任が重いことだよって言う話を（V妻からV夫に）して、それ位の覚悟があるかどうか……私と一緒にいると言うことは子どももそう、という思いを持って家族としてやって行けるのかと尋ねまして……（V夫）も子を自分の子どもとして責任もって面倒をみると言ってくれたので、養子縁組しました。

他方、J妻は氏の統一と相続関係調整の目的で養子縁組を行ったが、加えて「（継親子が）一緒に暮らしていく上で、『親でもないのに』という一線をわざわざ作っておく必要もないというのもありました」と語った。と同時に、そもそも夫婦双方が子連れ再婚であったその婚姻が継親子にとって持つ意味を、J夫婦は次のように意識したとのことである。

（子どもと）一緒に暮らしているけど血が繋がっていないから私は関係ないっていうのは、やっぱりそれは親だけの勝手に……曲がりなりにも同じ家の中で暮らしてお父さん、お母さんになるんだったら、実質的にも責任は付いてくるだろうね、っていうところですよ……（子どもも含め）家族になるっていうのが先で、（普通の初婚のような）男女の結婚というのは二の次だったかもしれないですね。

・【グループ(E)：D・H・M妻】……以上に対し、継父子の実体的親子関係をめぐる心理にとって、養子縁組は特に積極的な意味を持たなかったという妻もいる。そのうち、養子縁組に際しては専ら縁組に伴う効果を求めたのがD・H・M妻である。M妻は養子縁組の意義について、再婚に伴う転居を機に仕事を退職した中で、子の生活保障の観点から、「私の親としての意向(としての)子どもの利益」を求めての養子縁組であったと表現した。⁽²⁾

・【グループ(オ)：C・N妻】……最後に、養子縁組に伴う継父子関係の明確・強化も法的効果も積極的に望まず、夫婦の婚姻に伴うプロセスの一端として養子縁組を行ったというのがC・N妻である。N妻は「養子縁組によって継父子が親子になる」という発想はなく、単に役所から縁組届出の指導を受けたことから、当然の形式的手続として縁組を届出たに過ぎず、故に、逆に「(養子縁組を)しないという選択肢はなかった」という。他方、「別に養子縁組をしなくても構わないと思っていました」と語るC妻は、C夫からの提案を受けて行った養子縁組(ア)参照)を、婚姻・転居に連なる「自然な成り行き」と位置づけていた。共に「縁組意思」が曖昧なケースと言えよう。

(2) 「親子」とは異なる継父子関係を志向した継父と実母

縁組当時、「親子」関係への志向が曖昧で、むしろ「親子」とは異なる身分関係としての継父子関係を志向／期待していたと言えるのがA・C(C①子について)⁽²⁾及びA・B・F・I・K・L・O・R妻である。とはいえ、その子らは年齢も別居実父との関係の実態も様々で、故に、これら夫婦の意識も多彩である。例えば、A妻によれば、A夫は婚姻に際し、当時小・中学生の①②子らに対して「相当年上のお兄さんとか、人生の先輩と考えて欲しい」と告げていた。また、F・H・I・O・R妻については、夫は父親志向を見せるのに対し、妻自身はかかる期待を寄せていないというスタンスの隔たりがあった。特にI妻は「結婚は夫婦二人の問題に過ぎない」と、夫婦関係と親子関係を切り離して考えていた。当時一五歳以上であったI①子にとっても、I夫は「ママの旦那さんから良くしてくれらる」人であったという。I妻は特に経済面で夫に負担をかけまいとしていたが、A妻ははじめ多くの妻は、むしろ夫の

子に対する責任感は主にその経済面に向けられていると考え、これを歓迎していた。

いずれにせよ、これら継父・実母は「親子」と異なる継父子の関係性を志向しながら、法律上、これを「親子」と表現することを選び、受け容れている。それでは何故、かかる選択に至ったか、その判断プロセスを、やはり養子縁組が継親子の実体的関係への意思にとって持つ意味を軸に、前掲図1のグループ整理に従って継父・実母の順に眺める。

・【グループ(カ)・A(・C) 夫】……A妻曰く「古い『家』意識」を持つというA夫は、「家庭というのはこういうものだと頭の中にあつた部分の実現のために」養子縁組を提案した。継父子関係自体だけでなく、家族全体の在り方を明確化するべく縁組を行ったと言えよう。

・【グループ(キ)・L妻】……L妻は養子縁組を「気持ちと責任」の問題と捉え、「親」とは異なる「家族における大人の責任者」としての継父の立場を明確にし、「(子に対する)責任を(家族として)二人の大人が負う」という状況を実現するために養子縁組を行おうと考えた。縁組に伴う継父の全面的な責任発生を望んでおり、L妻にとって、養子縁組は、まさに「親ではない家族としての大人が負う責任」を授けるものであったと言える。

・【グループ(ク)・B・O妻】……B夫が示す通り、B①②の養子縁組は氏の変更目的のものであったが、B妻は縁組の意味として、「新しくできる家族で血がつながっていない人がいるから、せめて形だけでも家族になろう(という)……気持ちをお大切にしたい」とも語っていた。夫婦と子全員が「家族」であることを明確にし、絆を固める縁組である。またO妻は、自身は養子縁組に拘っていないが、縁組を提案した夫における親子・家族関係の強化への強い希望を受け止め、これを尊重しながら縁組を行った(【ク】参照)。

・【グループ(ケ)・A・F・I・K妻】……A妻らは、専ら、子の氏の変更や相続関係調整等の法的効果発生を目的で縁組を行った。特にI妻は、養子縁組は「子の名字が変わるか変わらないかだけの問題」で、I①子が氏の変更を

嫌がれば縁組しなかったと語った。

・【グループ(コ)・R妻】……以上に対し、R妻は養子縁組に積極的な意義を感じていなかった。N妻と同様、役所から婚姻届出と同時に縁組届出を行うべきとの指導を受けており、縁組は「再婚とセットで行うもの」という以上に深く考えなかったという。

4 考察——継父子間における養子縁組締結の判断プロセスの特徴——

以上、継父実母夫婦における養子縁組をしようとする意思、特に「養子縁組を行うということへ向けて抱いた考え」を、その背景事情も含めて眺めてきた。最後に、その全データを総合し、継父子間の養子縁組締結の判断プロセスの特徴について考察を加える。

思うに、今回、各家族の多様な背景事情——子の年齢・妻側の経済力・別居実父との関係等——に応じて、非常に多様な縁組締結プロセスが現れた一方で、先行研究が推測していた特徴も確認できた。即ち、継父子の圧倒的多数が、子の氏の変更・統一目的で、夫婦の婚姻届出と同時に養子縁組届出を行っていた。そして、かくて婚姻生活のスタート地点で行われた養子縁組のうち一部は、(1)「これから親子・家族になろう」という継父及び／または実母の意思を載せながら、(2)特に継父の子に対する諸責任の引き受け意思の表明も兼ねるといふ象徴的・現実的な意義を帯びていた。それはまさに、(3)「両親夫婦とその子」という婚姻家族としてのステップファミリーの姿を明確にするものであった。

(1) 家族の一体感——氏・戸籍の統一が意味するもの?——

「親子・家族になろう」という意思については、ごく大まかにいうと、継父子関係として、基本的に「親子」という関係性を志向する場合と、「親子」以外の在り方を志向する場合とがあった。子が幼く、別居実父子の交流がないケース程、「親子」関係を志向する傾向が見られた。また妻によれば、養子縁組を主導した夫の多くは「親子」志向

で、その殆どが継父子の関係性の明確化目的で縁組を行ったと同時に、継父子関係それ自体を超え、「家族全体の一体感」の醸成や場合によっては夫婦関係の強化への企図も抱えていた。

そしてこの時、大多数のケースにおいて、そして特に一部継父からは「家族全体の一体感」の象徴として求められたのが「家族全員の氏・戸籍の統一」である。多くの場合、再婚に伴い妻は夫の氏に変わるが、すると、それまで一見同じに見えていた母子の氏が別々になり、しかも継父実母家族の中で子だけが氏・戸籍が異なってしまう。そこで、子の氏・戸籍を統一させることで、氏の不揃いによる子の不利益を回避すると共に、子の家族への統合を果たそうというのである。

かくて養子縁組による子の氏の変更の効果は、「継父実母夫婦の同氏・同戸籍」によって一旦引き裂かれた実母子の再統合という後始末的な役割を果たしながら、継父実母家族の一体感の醸成に一役買っている。これは本来、養子縁組だけでなく家裁の許可による氏の変更手続によっても実現可能であるが、当事者そして役所の戸籍課までもが、その原則的手段として養子縁組を捉えていたことが窺われた。しかし、子の氏の変更は「子の利益」になるとは限らない。それは、O①子が示す如く、一部の子にとっては苦痛であり、その他の、より実体的な「子の利益」を実現する養子縁組の障害にさえなり得るのである。

(2) 継父の子に対する責任の根拠

継父子及び家族全体の関係の明確・強固化の目的の下、或いはかかる目的の下でないとしても、夫婦が意欲する継父の法的責任や子の権利としては、監護教育よりも扶養・相続等の経済面が重視されていた。これは、母子の継父に対する経済的依存度の高いケースで顕著であった。養子縁組は子の経済的保障を確保する重要な手段であり、子の利益を願う実母とその実母の信頼を強固にしたい継父の意図がここに合致していると言えよう。養子縁組当時——即ち婚姻当初、少なからぬ実母は継父に対し、疎遠になった別居実父に代わり責任を持って子を守り育む存在になること

を期待していた。また特に継父にも実子がいる場合、継子を全面的に実子と同じ立場に整えるという縁組の平等・簡明性が好まれていた。一部実母は継父に負担をかけることに躊躇も示していたが、この平等・簡明性は、氏の変更の必要性と共に、子の利益を真摯に願う実母らにとって重大な意味を持っている。

とはいえ、(1)「家族の一体感」や(2)「継父の責任」への志向は、養子縁組締結の場面で必ずしも全て明確に出現する訳ではない。むしろ、例えば縁組届出を単なる婚姻届出手續の一環として捉えたり、夫婦で取り立てて話し合いもしなかったり等、養子縁組の象徴的意義及び／または具体的効果を別段吟味せず、場合によっては養子縁組への積極的・明確な意思さえ欠いたまま養子縁組を行ったケースも目立った。その背景としては、そもそも前述の(1)または(2)の志向が存在しないケースと共に、養子縁組以前に、夫婦の婚姻自体によって「夫が妻子も丸ごと引き受けた」と認識されていることが窺われるケースもあった。これらにおいては、養子縁組届出よりも婚姻届出こそが、「親子・家族」になることを明確化するものとして位置づけられているように思われる。例えば実母の多くは、継父は婚姻の結果として当然に扶養責任を感じているとの認識で、かかる責任を養子縁組によって殊更明確化しようという意識を持っていなかった。養子縁組によって「親子・家族になる」ことや諸責任が発生することを、改めて確認するまでもないのである。かくて養子縁組を、婚姻家族形成に伴う当然のプロセスや帰結として、漠然と行うというパターンは、本節の分析対象から除外した、養子縁組に拘りを見せず、その縁組意思の内容を明確に確認できなかった多くの継父達(D・R夫等)にも当てはまると推測される。

(3) 「両親夫婦とその子」という婚姻家族規範

かくて継父子間の養子縁組の多くは、継父実母の婚姻家族の強固化目的や、同婚姻家族発生の当然の結果という色彩を帯びていた。現行法上、独立的に位置づけられている実親継親夫婦の婚姻関係の発生と継親子間の親子関係の発生であるが、養子縁組を行った継父実母の多くにとって、両者は実際には切り離しがたいものであった。そこに亀裂

が走るとすれば、それはC①、O①②、K①②のように、子自身、他方実親或いは祖父母が縁組に反対した場合であるが、現行法上、彼らが縁組締結に関与する手続的権利は十分に保障されていない。

ところで、婚姻当初における前述の(1)・(2)の期待——特にその「親子」志向は順調に叶えられるとは限らない。家族社会学の知見は、「親子」志向の成育土壌としての「両親夫婦とその子」という標準的な婚姻家族規範の存在を指摘し、諸般の圧力に由来する「親子」志向は継親子にストレスを与え得ることを示す。本調査でも「無理に『親子』になることには拘らない」と述べる妻達の一方、「普通の家族」に見られたい」というS妻をはじめ、かかる規範意識の根強さが随所に見られた。特に、J妻が養子縁組に臨む上で抱いた「『親子でもないのに』という一線を引く必要もない」との意識は、子と共に暮らす大人が、子の最大の責任者かつ最も親密な者としての「親」を目指すことは、最も自然かつ最も子の利益に資するとの認識を持たれやすいことを物語る。また本調査では、本節の分析対象外の継父も含めて、特に継父子関係につき「親子」志向を持つ継父が相当数確認されたが、かかる意識を抱いた実母の認知フィルターを経由した影響も考えられる。

かくて、ステップファミリーに「両親夫婦とその子」という装いを授ける継子養子縁組と「両親夫婦とその子」という標準家族規範との密接関連性が窺われるが、養子縁組それ自体がステップファミリー当事者の心理に生き辛さを及ぼすかはまた別問題である。この点については、「親子であること」それ自体よりも、養子縁組及び「法的な親子であること」が持つ意味の慎重な検討が必要である。今回、養子縁組の位置づけは、一方で「親子になる」誓いの証、他方で手続の一環等、実に様々であった。特にし妻は「親子」以外の継父子の関係性を求めながら、親子関係の法的効果を「親ではない家族としての大人(たる継父)が負う(べき)責任」として意欲していた。また、子自身はそもそも養子縁組を行ったことさえ知らない場合も多く、子の心理に及ぶ影響は大きな検討課題である。

5 継母子間の養子縁組における法的効果への積極的な意欲

以上、継父子ケースを検討したところ、次に全継母を対象に、継母子間の養子縁組における縁組意思とその背景を同様に眺める（なお実父は全て本分析対象外）。まず縁組の法的効果への意欲を、その発生が積極的に意欲されること多加った効果から順に眺める。

(1) 相続

子が継母を相続する権利の発生を求めたのはE・G・J・P・Q・X妻の六名（九件）である。このうち専ら子の相続権発生の目的で縁組したX①②は成年養子で、X夫婦の婚姻から一〇数年後のX夫死亡時に縁組を行った。当時、①②子は共に成人間もなく、他に夫婦の実子はいなかった。そこで、X妻は遺産分割協議を経てX夫の遺産を全て取得したと同時に、将来的に自身の死亡時にその全遺産を①②子に相続させる目的で養子縁組を行った。X妻には甥姪がいたので、遺言よりも養子縁組が「一番自然で楽」と考えたという。縁組はX妻が率先して行ったが、①②子及び夫方親族も全てをX妻に委ね、反対は出なかった。なおX妻はX夫の遺産に手を付けていない。長年フルタイムの勤務に従事していたX妻であるが、「こっぴどいだけ一緒にいたんやから、あの子達に残してあげたいって。私と主人で築いた物は、やっぱりあの子達が権利があるんじゃないかなって思っています」と語っていた。

他方、E妻及びP妻は、継母実父夫婦の実子の誕生を契機に養子縁組をした。但し、「子に遺産が全く残らないのが可哀相に思」ったE妻に対し、P妻は夫の連れ子①②及びP夫婦の実子という兄弟三人を平等にすることで、将来的な相続紛争を回避し、実子を守りたいと考えたことが縁組の動機であった。この時、P妻は、子①②を「夫婦が死んだ時に実子が頼れる存在」と位置づけていたという。かかる実子と継子の平等な取扱いによる相続紛争の回避という動機は、夫婦双方に連れ子がいるG妻及びJ妻も指摘していた。

(2) 親権

親権の取得を積極的に意欲した継母は、E・P・T・Q・U妻の五名（八件）である。中でもT妻は「子の親として務め上げるために養子縁組が必要だと思」い、専ら親権のみを求めた。例えば、子の怪我・病気の治療の同意手続や、子の銀行預金口座の通帳管理の便宜を意識したという。他方、P・Q・U妻は特に実父死亡時の子の引取を意識した。各々、別居実母（U妻）または死別実母方祖父母（P妻）との子の奪い合いに備えたとのことである。

(3) 扶養

継母の子に対する扶養義務発生を意識したのは、Q①②妻のみであった（4参照）。実態上はE・T・U妻も子の扶養に直接寄与していたが、義務発生を特に意識しなかった。

(4) 親子としての包括的效果

Q妻は親として全責任を受容する覚悟が整ったので、養子縁組を行った。子①②との同居に際し、親の立場にある方が便利であると考えたと共に、相続関係の発生や子の扶養責任を負うこと、更に万一の実父死亡時に自ら子を引取ることの覚悟が出来たのだという。

(5) 他方実親と子の関係の後退

U妻は別居実母の排除を望んで養子縁組を行ったが、縁組に伴う効果を厳密に理解していなかった点に注意を要する。縁組当時、U①②子と実母との関わりは一切なかったが、実母の金遣いの荒さが懸念されていた。そこで、U妻は養子縁組により実母子間の法的親子関係及び相続関係が消滅すると考え、実母の借金から子を守るべく縁組を行ったという。ちなみに厳密な意味での実母の親権者変更申立の遮断及び実母の扶養義務後退の効果については、回答者全員特に意識していなかった。特に縁組当時、実母子間の面会交流のあったI②・J③（J実母は近所に住み頻繁な往來）及び、面会と養育費支払いのあったE①であるが、いずれの妻も養子縁組が実母を遠ざけるという意識はなかつ

た。

(6) 養子縁組に伴う法的効果を積極的に意欲しなかったケース

D・I・R・S妻は縁組に伴う諸効果を積極的に意欲しなかった。いずれも自身にも連れ子がおり、継父子と同時
に縁組を行った点が共通する。なお、S妻のみ、戸籍や住民票の記載を整えて子の母親という立場を対外的に整える
明確な動機があった(2(1)参照)。

6 継母子関係における実体的な親子関係への意思と養子縁組の意義

本項では縁組当時の継母子における「親子になる」という意思の有無別に、やはり前掲図1(1参照)の通り整理し、
縁組締結という判断へ至った心理プロセスを明らかにする。

(1) 子の「母親になろう」と決意した継母達

養子縁組当時の継母子の実体的な関係性に関する意識として、「親子」志向が認められたのはD・E・G・J・
P・Q・R・S・U・T・Xの各妻である。その多くは、子と相当期間の同居を経た上で養子縁組を行っている。こ
れら妻は、その「親子」志向が縁組締結の判断において有していた意味に従い、図1の通り、(イ)のグループに分
けられる。

・【グループ(イ)】E・J・P・Q・R・S・U妻】……これらの妻達は、養子縁組に臨んだ際の心境を、「親子にな
ろう」という決意や「既に親子だから」という実態追認として表現した。「親子」としての継母子関係の強化及び明
確化を目指した養子縁組と言えよう。

特に、一定期間の子との交わりを経て育まれた「親子になろう」という決意が縁組の決定打となったのがE・U・
Q・R妻である。例えば、「実親子ではないからこそ、せめて紙の上だけでも実親子同然になりたかった」と語る
U妻は、数年に及ぶ子との同居の末、「子を捨てるも同然」で去って行った別居実母から子を守りたいという強い使

命感に駆られたという。特に「子ども達を一生守るという使命を全うするために、まず法律に守られたい」と考えた、その心情を「継親子は実親子ではなく、……血がつながらない……から、紙の上だけでも安心させてあげたいんですね。親子だよ、一人じゃないよって」と表現した。また、子から寄せられる思慕に応えるために、「母親になろう」と覚悟して養子縁組に臨んだのがQ・R妻である。Q妻は婚姻当初数年間、夫方祖母の許で暮らす①②子と毎週末交流していたが、継母子間の相統関係発生や実父死亡時の子の引き取りへの抵抗感から、養子縁組をしなかった。しかし、子との交流を重ねるうち、「(子ども達が)すごい懐いて、お母さん、お母さんって呼んでいるのに、実は違うとこのはすごい罪悪感が出てきちゃった)……縁組していないのに呼んでくれるんだ……(と)感じるようになった」ことから、結局、子との同居開始に際し、親としての全責任を全うする覚悟で養子縁組を行った。

他方、かかる覚悟に加え、特に継母子の同居養育関係の実態への裏付けという色彩が濃く現れていたのがP・J妻である。P妻は子の養育を専ら担う中、「母親と同じ事をしているのに母親ではない」ことに抵抗を覚えたと同時に、今後成長して行く子に「親でもないのに」と言われるようになりたくないと考えたと言った(J妻は③④)【(イ)】に同じ)。

・【グループ⑤】：G妻は②子の母親になろうという気持ちもあったが、それ以上に、自身の連れ子と夫が養子縁組をする手前、継母子もせざるを得なかったと振り返った。G夫の妻への養子縁組及び母親役割への期待もきわめて強かったようである。

しかし、これに対して、【(ウ)】の妻は全員、縁組による夫婦関係強化の企図を否定していた。妻の語りからは、夫らは、概ね、妻に対して少なからず母親役割を期待していたが、養子縁組には頓着していないことが察せられた。また、やはり継父において散見された家族全体の一体感醸成のための養子縁組【(ア)】という側面も、【(ウ)】の継母には見られなかった。

・【グループ(A)・T・X妻】……T・X妻は、各々親権及び相続関係の調整という法的効果発生を求めて養子縁組したが、その母親としての意識は縁組と関係なかったと回答した。

・【グループ(B)・D妻】……D妻は、婚姻届出及び自身の連れ子と夫との縁組に際し、継母子間も縁組をするべきという戸籍課からの指導に従って縁組を行った。夫妻双方の子の平等への意識を示唆しつつも、それ以上に特に明確な意図を持っていなかったと語った。

(2) 「母親」になろうとしなかった継母

・【グループ(A)・I妻】……養子縁組当時、「母親」とは異なる立場を明確に志向していたのがI妻である。子の「保護者」というスタンスで、縁組に伴う法的効果発生も特に意識・意欲していなかった。そして、D妻(【B】)と同様に自身にも連れ子があり、婚姻届出時に役所にて、継父子と同時に継母子も養子縁組をするべきとの指導を受けたために縁組を行ったという。かかる経緯について、I妻はD妻よりも明確に、継母子間でも養子縁組「しないと、主人に対して悪いんじゃないかと思っ」たと語った。なお、I②子は当時一五歳以上であったが、I妻曰わく、I妻を家族や親として認めていなかったという。

7 考察——継母子間における養子縁組締結の判断プロセスの特徴——

継母子の縁組については、継母自身に連れ子がいる場合といない場合とで大きな違いが見られた。前者は継父子間の養子縁組に引きずられ、特に一部では「平等にしなれば」という妻の夫に対する気遣いの下、婚姻届出と同時に縁組届出を行ったケースが目立った。

他方、継母自身に連れ子のいないケースでは、継父子ケースとは全く異なる特徴が現れた。即ち婚姻届出から相当期間経過後、夫婦間の実子誕生等の明確な契機があって、或いは漸く親になることを覚悟できた時に、養子縁組へと踏み出すケースが目立った。子の氏の変更の差し迫った必要を欠く中、継母の養子縁組に対する本来的な慎重さが現

れている。またその心理は、家族全体の一体感よりも継母子の二者関係それ自体を重視するものであった。養子縁組はあくまで継母子の一对一の問題なのである。夫婦の性別役割分業の下、世帯主として一家の経済を支える継父に対し、子の養育を主に担う継母においては、具体的・実質的な母親イメージや子との現実的な関係が大きな意味を持つのであろう。

かくて継母子ケースでは、養子縁組による法的親子関係の発生の、婚姻関係発生からの独立性が明確である。しかし、それはその「両親夫婦とその子」家族志向が小さいことを必ずしも意味しない。例えば、継父子ケースの検討(3(1)・4(3))で触れた「親でもないのに」……というJ妻の言葉は、実は、自身と夫の連れ子である③子との間の縁組にも向けられていた。継母における代替的な親役割の遂行者という意味づけは、別居実母子の交流が一切途絶えていたケースが目立つ中、継父子ケース以上かもしれない。しかし、継母に求められる子の養育役割は、氏や経済面と比べると法制度との距離が遠い概念であり、それ故に、連れ子の利益を願う実父の中でも養子縁組に結びつきにくいのであろう。以上の点は、ステップファミリーの性別役割分業傾向の強さを示す家族社会学上の知見からは容易に想像し得るが、法学上の従来の議論においては、さほど明確に意識されていなかったように思う。但し、最初に指摘した通り、継母子関係が継親子関係全体に占める割合は小さいものである。

なお、一つ継父子ケースとの共通点を挙げるとすれば、特に夫婦死亡時における問題としての相続——継母子の場合には子の引き取りの問題が加わるが——が重視されていた点が挙げられよう。養子縁組や「法的な親子であること」が、日常の関係性の裏付け・明確化だけでなく——或いはそれ以上に——有事の備えとして位置づけられていることが窺える。「法的な親子であること」が家族当事者にとって持つ意味を示唆するものとして注目したい。

三 結 語

本稿は、本調査の対象ケース中「継子養子縁組を行ったケースにおける縁組締結プロセス」について検討した。その結果、継子養子縁組は、継父子間と継母子間とは、全く異なる成立プロセスを経ることを確認した。他方、今回、特に継子養子縁組が継子の利益及び別居実親子関係の在り方にとって持つ意味に関する検討は、断片的なものに留まった。これらの点も含め、「継子養子縁組とは何か」に関する理解を完全なものとするには、「継子養子縁組を行わないケース」や、継子養子縁組を行った／行わないケースにおける「その後の実態の変遷」も含めた、総合的・有機的な実態把握が必要である。特に、ステップファミリーの在り方については長期的な家族の発達段階という観点からの観察が肝要である。これらの点に関する本調査結果については、次稿での紹介を約束したい。なお、子の利益という点について、本調査では子自身からの回答は得ていない。M妻曰わく「親の意向という部分での子の利益」と「真の子の利益」との違いを、常に心に留めておきたいと思う。

〔付記〕本稿にて紹介の「ステップファミリー実態調査」について、準備段階から実施に至るまで、明治学院大学社会学部野沢慎司教授にご指導頂いたことを感謝申し上げます。また、本稿は、平成二二年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の補助を受けて行われた研究成果の一部である。

- (1) L Ganong & M. Coleman, *Stepfamily Relationships: Development, Dynamics and Interventions* (2004).
- (2) その正確な件数の統計はないが、二〇〇九年、親権を行うべき子を持つ父母の離婚は約一四・六万件に及び、離婚全体の六割弱を占めた(厚生労働省・人口動態統計(平成二二年度・離婚)。更に同年、夫婦の一方または双方が再婚である婚姻は約一八・三万件で、婚姻全体の約二六%を占めるなど、再婚が増加傾向にある(同(平成二二年度・婚姻)。これらデータをもとに、ステップファミリーの増加が推測されている。
- (3) 床谷文雄「四養子法」「家族法改正婚姻・親子関係を中心に」中田裕康編(有斐閣、二〇一〇)八九頁、石川稔「子ども法の課題と展開」(有斐閣、二〇〇〇)二六五頁等多数。
- (4) 水野紀子「五親権法」・前掲注(3)中田編一三三頁以下。丸山茂「家族のレギュラシオン多元主義の法社会学」(お茶の水書房、一九九九)二二一頁、白須真理子「フランス法における親権の第三者への委譲(一)〜(三)完」(阪大法学六〇巻一号(二〇一〇)一八五頁、六〇巻二号(二〇一〇)三八三頁、六〇巻三号(二〇一〇)六一九頁等は特に比較法的観点からかかる在り方を示唆する。また、許末恵「継親子関係について——養子縁組を中心に——」(橋論叢九五巻一号(一九八五)八四頁、大村敦志「再構成家族」に関する一考察「みんけん五〇〇号(一九九八)四二頁、早野俊明「継親子関係」管見」白鷗大学二二号(二〇〇三)七一頁も早くから養子法の枠内での処理の限界を指摘していた。
- (5) 代表的な成果として、野沢慎司等「ステップファミリーの基礎知識——子連れ再婚家族と支援者のために——」(明石書店、二〇〇六年)等。家族社会学上の先行研究の殆どは家族支援やストレス研究の観点に立つ中、七家族を対象としたインタビュー調査の結果から、法制度への示唆を具体的に示した菊地真理・野沢慎司「ステップファミリーにおける継親子間の養子縁組と別居実親子関係」日本家族社会学会第二〇回大会報告が目される。
- (6) 件数の内訳は、電話インタビューが四一件、直接対面のインタビューが五件であった。
- (7) SAJのHPは<http://www.saj-stepfamily.org/renew/> WinkのHPは<http://www.npo-wink.org/> 新川氏のブログは<http://ameblo.jp/terushinkawa/home> 参照。
- (8) 本項紹介の先行研究の内容は前掲注(3)、(4)列挙の文献に拠った。以下、逐一示さない。
- (9) 但し、解釈上、所謂「家付き」の子とその「家」に入る妻に限るとされた。
- (10) これらは本調査の本来の対象から外れるが、調査を実施し、本稿の対象とした。
- (11) 詳細は別稿に譲るが、夫婦各方の祖父母に養子縁組を報告した夫婦は多く、そのうちK①②は継父方祖父母、G②は継母

- 方祖父母から、共に相続関係の発生を理由に養子縁組の反対を受けた。
- (12) 最判昭和二十三年一月二十三日民集二卷一四号四九三頁他。縁組意思をめぐる学説は、中川善之助他編『新版 注釈民法(二四)』三三五頁以下(阿部徹)(有斐閣、一九九四)等参照。
- (13) その在り方は多様だが、概して継父は補助的、継母は主たる立場で養育に関与していた。
- (14) K以外の全夫婦の婚姻氏が夫の氏で、Kは前婚・後婚共に妻の氏が婚姻氏であった。氏を変更しないことは子①②からの再婚の条件であったという。
- (15) これらケースの前婚の離婚・離別後婚姻前の法的な意味での母子の氏・戸籍の異同は、実母子が同氏・同戸籍のケースが、実母子が前婚の氏(実母の氏)継続したA①②・R①子、実母が旧氏に変更して新戸籍を作成し、子もこれに移籍したB①②・C①②・D①③・F①・H①・I①・S①子であった。他方、実母子が異氏・異戸籍のケースは、実母は前婚氏(実父の氏)続称し、新戸籍作成、子は実父の戸籍に残ったG①③・J①②・M①・O①②・V①・W①子であった。
- (16) これらの同居継母子間での養子縁組締結情況は、(-)2参照。継母子間で養子縁組をしていないF、Hは共に実母死別ケースで、H妻は亡母の相続財産の存在を推測していた。
- (17) 但し、厚生遺族年金の受給対象であれば、妻は「子」がいる場合は受給できない「中高齢寡婦加算」を受給できる場合がある(厚生年金保険法六二条)。
- (18) 盛岡家審昭三八年一〇月二五日家月一六卷二号八一頁他。
- (19) 実際に養育費支払いの減額・消滅に至ったか否かについては、別稿に譲る。
- (20) 他にD・I・R夫等も「親子になろう」との意欲が認められたが、今回の分析に含めない。
- (21) なおM妻曰く、M夫は養子縁組による継親子の紐帯強化という発想を嫌っていたという。
- (22) 他にF・S夫等もここに含まれるが、今回の分析対象に含めない。

駒村 絢子 (こまむら あやこ)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴

独立行政法人日本学術振興会特別研究員

所属学会

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域

比較法学会

主要著作

民法(家族法)

「離婚後の子の監護法制に関する一考察——オーストラリア連邦家族法における離別後の共同養育推進を手がかりに——」『法学政治学論究』

第八四号(二〇一〇年)